

衛生マスクの安全・衛生自主基準

1. 品質基準

- (1) 著しい変色および異臭がないこと。
- (2) ホルムアルデヒドは、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(昭和48年10月12日法律第112号)に定められた、別表第1中ホルムアルデヒドの項、家庭用品の欄において繊維製品のうち下着等の検出基準(75ppm以下)に適合すること(出生後24月以内の乳幼児用を除く)。
- (3) 抗菌加工を施した場合は、日衛連の定める「抗菌自主基準」に準拠し、自己の責任において安全性評価を行うこと。
- (4) その他、特殊な加工(防臭、消臭、ウイルス対策処理等)を施した場合は、自己の責任において安全性評価を行うこと。

2. 製造管理基準

2.1 製造施設・構造

- (1) 製造区域は採光・照明、換気などに留意した構造であること。
- (2) 便所は隔壁によって製造区域と区画されていること。
- (3) 製造所は防虫・防鼠対策を考慮した構造であること。
- (4) 製造所に作業者用の手洗い施設を設けること。

2.2 衛生管理

- (1) 製造区域は常に清潔を保持し、不衛生な物品を持ち込まないこと。
- (2) 手指は消毒液などにより、常に清潔に保つこと。
- (3) 使用する原材料を取り扱う設備・器具類は事前・事後において、衛生的な状態に保つこと。
- (4) 着衣は常に清潔にし、マスク、落髪防止のため帽子または頭巾を着用すること。

2.3 品質管理

- (1) 原材料は、各社が定めた試験成績書などを保存すること。
- (2) 製品は、各社が定めた試験成績書などを保存すること。
- (3) 試験検査の実施に必要な量の製品を、各社の製品毎に保存すること。

2.4 苦情処理

- (1) 不良品が発生した場合に即対応でき、かつ原因究明ができる体制があること。

附則 2010年2月9日 全国マスク工業会 制定